

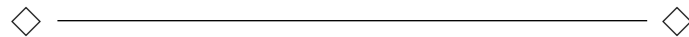
議案第7号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出

階上町長 荒谷 憲輝



提案理由

令和7年度後期高齢者医療特別会計予算について歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処理については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分第5号

令和7年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について

令和7年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

階上町長 荒谷 憲輝

令和7年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算 別冊のとおり

令和7年度

階上町後期高齢者医療
特別会計補正予算

専決第5号

令和7年度 階上町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和7年度階上町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,214千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

階上町長 荒谷 憲輝

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		1	1	0
	1 手数料	1	1	0
3 繰入金		65,824	777	65,047
	1 一般会計繰入金	65,824	777	65,047
5 諸収入		10,611	2,436	8,175
	1 延滞金加算金及び過料	5	1	4
	2 償還金及び還付加算金	170	148	22
	3 受託事業収入	5,806	2,287	3,519
歳 入 合 計		203,322	3,214	200,108

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		17,059	-	17,059
	2 徴収費	1,925	-	1,925
3 保健事業費		13,134	3,067	10,067
	1 健康診査等事業費	13,134	3,067	10,067
4 諸支出金		927	48	879
	1 償還金及び還付加算金	170	48	122
5 予備費		200	99	101
	1 予備費	200	99	101
歳 出 合 計		203,322	3,214	200,108